

別記様式第1号の2 (第3条、第51条の8関係)

消防計画作成(変更)届出書

令和〇〇年△△月□□日

消防長(消防署長)(市町村長) 殿

防火

管理者

防災

住所 三重県松阪市川井町1001番地1

氏名 消防 花子 印

別添のとおり、防火 管理に係る消防計画を作成(変更)したので届け出ます。
防災

管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	松阪 太郎	
防火対象物 又は の所在地 建築物その他の工作物	松阪市川井町1001番地	
防火対象物 又は の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	〇〇〇〇公民館	
防火対象物 又は の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	1項口	令別表第1 (1)項口
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)		
※受付欄	※経過欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 「防火
防災」 の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。

〇〇〇

公民館・集会場の消防計画

第1条 この計画は、火災、地震等の災害の発生時に、**公民館**、**集会場**のどちらかに○をしてください。
者全員が守らなければならない。

第2条 管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、次の事項を行う。

- (1) 防火管理者を選任(解任)、消防長への届出
- (2) 防火管理者が消防計画を作成する場合の必要な指示
- (3) 防火上の建築構造の不備や消防用設備等の不備・欠陥事項がある場合の速やかな改修
- (4) 役員の交代等の際の防火管理者の選任(解任)、消防用設備等の維持管理、改修計画等の確実な申し送り

第3条 防火管理者は、次の業務を行い、または消防機関への届出、報告を行う。

- (1) 消防計画の作成(変更)、消防長への届出
- (2) 利用者への火災予防対策等の周知(利用注意事項の掲示)
- (3) 通報、消火、避難誘導などの消防訓練の実施と通知
- (4) 建物、火気使用設備器具等の自主検査と、消防用設備等の点検結果報告
- (5) 火気の使用、取扱いに関する指導
- (6) 収容人員の把握と安全管理
- (7) 管理権原者への防火上の提案や報告
- (8) その他防火管理について必要な業務

第4条 防火管理委員会の組織を、次のとおりとする。

会長 (自治会長等)	消防 太郎	委員	消防 一郎
副会長	消防 次郎		
防火管理者	消防 花子		

- (1) 定例会を(4)月に開催し、臨時会を必要に応じ開催する。
- (2) 委員会は、防火管理業務の推進に必要な事項を審議する。
- (3) 委員は、防火管理者の補佐を行う。

第5条 自衛消防活動は、利用者全員で協力して活動し、対処するものとする。

第6条 消防訓練の実施

- (1) 消火、通報、避難などの消防訓練を、年2回以上実施する。
- (2) 消防訓練を実施するときは、消防訓練通知書を消防署に提出する。

第7条 消防用設備等、建物・避難施設、火気設備等の維持管理

- (1) 管理権原者は、消防法第17条の3に基づき、消防用設備等の定期点検を次のとおり実施し、その結果を維持台帳に記録するとともに、1年に1回消防長に報告する。

設備等の種類	点検実施月	
	機器点検	総合点検
消火器	4月 10月	
非常警報設備	4月	10月
誘導灯	4月 10月	

- (2) 建物、避難施設、火気設備器具等の点検及び管理は、防火管理委員会で行う。

第8条 利用者は、次のことを守る。

- (1) 喫煙は、指定された場所で行う。
- (2) 避難口、避難通路等には、避難の支障になる物を置かない。
- (3) 退館時は、灰皿、火気設備器具等の安全を確認する。
- (4) 火気設備器具等の周辺は常に整理整頓し、適正に使用する。
- (5) 地震時は身の安全を確保し、揺れがおさまって火気設備等の使用をやめ、安全を確認し、安全な場所に避難する。
- (6) 利用責任者は、火災発生時119番に通報を行う。
- (7) その他、火災を起こさないように注意する。

附 則

この計画は、平成 年 月 日から適用する。